

6. 防災公共推進計画

本章より、各市町村の地区ごとの検討結果について掲載する。各地区の検討結果について、共通事項を下記に述べる。

①用語の意味について

この計画において、使用する用語の意味等は下記のとおりとする。

用語	用語の意味等
避難場所（※1）	災害によって短期間の避難生活を余儀なくされた場合に、一定期間の避難生活を行う施設。
避難目標地点	津波の危険から避難するために、津波浸水想定区域の外に定める場所をいう。とりあえず生命の安全を確保するために避難の目標とする地点。
防災拠点	災害時に防災活動の拠点となる施設や場所のことで、県庁舎や各市町村の市役所・役場、警察署、消防署、救急告示病院、空港、港湾、鉄道駅前広場、大規模市場等がある
津波浸水想定区域（※2）	青森県において公表した最大クラスの津波（レベル2津波）による想定浸水区域と、比較的発生頻度の高い津波（レベル1津波）による想定浸水区域を重ね合わせた区域。
危険区域	土砂災害特別警戒区域、警戒区域 （急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流、地すべり危険箇所）
危険箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震対策が未実施な橋梁 ・河川改修計画断面に適合していない橋梁 ・道路防災点検による要対策箇所 ・土砂災害特別警戒区域、警戒区域 （急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流、地すべり危険箇所） ・山腹崩壊危険地区 ・地すべり危険地区・箇所 ・崩壊土砂流出危険地区

※1 平成25年6月の災害対策基本法改正において、災害時における緊急の「避難場所」と、一定期間滞在して避難生活をする「避難所」とが区別されているが、本計画では、これらを区別することなく「避難場所」と定義している。

※2 津波浸水想定区域の基となった津波シミュレーションは10mメッシュ地形データを用いた計算結果によるものであり、部分的な地形の凹凸、幅の狭い河川・水路等のデータが反映されない等のため、浸水域が異なる場合がある。

②地区名について

孤立する恐れのある集落・避難場所を有する地区や津波浸水想定区域を有する地区については、地区名を掲載している。地区名の隣に括弧書きでその地区の抱える課題について掲載している。

- ・孤立・・・孤立する恐れのある集落・避難場所を有する地区を意味する
- ・津波浸水想定区域・・・津波浸水想定区域を有する地区を意味する

※防災拠点である役場までの道路交通が分断される恐れのあることを孤立と定義

③災害の想定について

避難場所や避難経路を検証する上で、災害を想定する必要があるが、本計画書を策定するに当たり、起こりえる最大の自然災害を想定した。例えば海岸線を有する地区においては、大雨災害・津波災害が同時に起こり、土砂崩れや津波浸水が起こることを想定した。

④孤立した際の物資の輸送手段について

災害時には、避難場所へ住民は避難するため、孤立した際は、避難場所と外部で物資の輸送が可能となる必要がある。このため、避難場所と臨時ヘリポートや漁港が安全にアクセス可能かを検証した。(避難場所は孤立しないが、人家のみが孤立する場合は、人家とのアクセスについて検証)

⑤検討地区の図面について

図面には、防災拠点（役場や支所）や市町村の地域防災計画に記載されている避難場所、各種危険箇所、避難場所・防災拠点までの避難経路等を掲載している。県民局ワーキングでは、避難場所・避難経路の検証を行い、必要な対策について抽出している。

抽出方法は、避難場所・避難経路に影響を及ぼす危険箇所について、現状の斜面状況をP25のとおり調査し、必要な対策について設定している。具体的な例を次項に示す。

凡 例				
	孤立集落		避難場所	
	防災拠点(役所)		防災関係施設 緊急ヘリポート	
	ヘリ離着陸可能場所			救急告示・防災拠点病院
河川砂防危険箇所		林政危険地区		
	急傾斜地崩壊危険箇所			地すべり危険地区
	土石流危険渓流			崩壊土砂流出危険地区
	地すべり危険箇所			山腹崩壊危険地区
道路防災点検・橋梁危険箇所		津波避難計画関係		
	道路防災点検箇所		津波浸水想定区域	
	橋梁の要耐震補強箇所		避難目標地点	
	橋梁の洪水時危険箇所			避難限界範囲

▲図面に掲載している情報

(22) 横浜町

1) 概要

横浜町は、むつ湾に面した国道279号を中心に道路網が形成されており、各地区から横浜町役場への経路、役場から上北地域の防災拠点が集積する十和田市、下北地域の中心都市のむつ市などの周辺市町村とも国道279号により連結されている。この路線は、危険箇所が比較的少なく、道路を分断する恐れのある危険箇所が無い場合、町内に孤立する集落・避難場所は想定されていない。

しかし、海岸部については、津波浸水予測図によると、一部の漁港や河川の河口部において、津波による浸水が予測されている。

以上のような課題があるため、横浜町では、津波による浸水が予測される地区の全4地区において検討を行った。

2) 避難の前提条件

○津波避難計画について

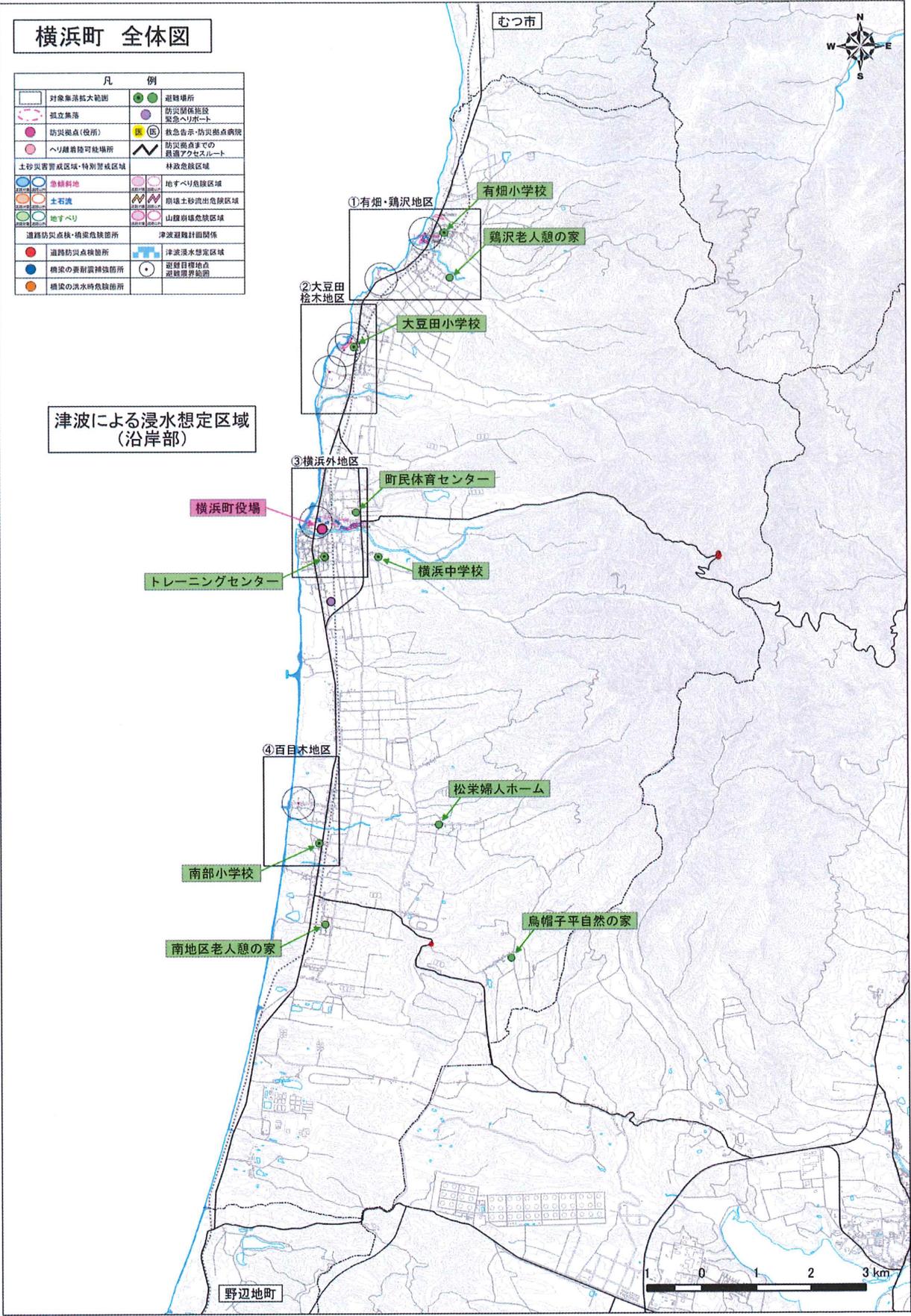
津波に対する避難を考慮するため、横浜町においては、下記の条件を前提とした。

・津波到達予想時間について

1. 避難勧告、避難指示の発令を考慮し、陸地部、海岸部と区別せずに、±20cmの早い方の時間を津波到達予想時間とした。
2. L1津波については、施設がすべて整備されていないことから、浸水を考慮し、L2、L1津波の到達予想時間で、かつ町内の各地点で最短の時間を設定。

市町村	代表地点	L2津波			L1津波						
		想定地震	津波伝搬時間	津波伝搬時間	想定地震	第一波		最大波(第二波以降)		津波伝搬時間	津波伝搬時間
			+20cm	-20cm		最大水位	到達時間	最大水位	到達時間		
横浜町	有畑	L2津波検討 対象外			H24青森県太平洋側想定地震	1.7m	174分	第一波が最大	同左	64分	224分
横浜町	横浜				H24青森県太平洋側想定地震	1.6m	171分	第一波が最大	同左	121分	223分
横浜町	百目木				H24青森県太平洋側想定地震	1.5m	170分	第一波が最大	同左	121分	228分

▲横浜町の代表地点における津波伝播時間



- ・避難方法について
原則、徒歩とする（歩行速度 1.0m/S を活用）
- ・避難可能時間及び可能距離について
避難可能時間 64 分-2 分（避難開始時間）=62 分 （3,720 秒）
避難可能距離 1.0m/秒×3,720 秒=3,720m

津波到達前に 3,720m の避難が可能であるが、徒歩避難を考慮し、「市町村における津波避難計画策定指針」に記載されている避難限界距離 500m を使用する。

避難する際は、直線的に移動可能ではないため、移動距離を求めるため補正する。移動距離と直線距離の比は、避難実態調査結果（※）より、徒歩・自動車とも 1.5 とする。

※国土交通省都市局「津波避難を想定した避難路、避難施設の配置及び避難誘導について（改訂）」（平成 24 年 12 月）

半径 L = 避難可能距離 / 1.5（移動距離と直線距離の比）

避難可能範囲 半径 L=500m/1.5≒300m の円で表示

3) 検討内容

次項より、各地区の検討及び施策の内容について掲載する。

①北地区(有畑・鶏沢) (津波浸水想定区域)

最適な避難場所の確保

- 有畑小学校は危険区域外及び津波浸水区域外に立地しており安全

 有畑小学校は避難場所として適正

最適な避難経路の確保 (津波発生時の避難経路)

- 避難目標地点への経路
 - 鶏沢川河口からの遡上及び鶏沢漁港が浸水することから、避難目標地点を2箇所設定
 - 避難目標地点までの経路上に危険箇所はない
- 避難目標地点から避難場所への経路
 - 鶏沢漁港の避難目標地点から有畑小学校への経路上に危険箇所があるが、現状では対策不要

 避難経路は確保されている

②北地区(大豆田・桧木) (津波浸水想定区域)

最適な避難場所の確保

- 大豆田小学校は危険区域外及び津波浸水区域外に立地しており安全

 大豆田小学校は避難場所として適正

最適な避難経路の確保 (津波発生時の避難経路)

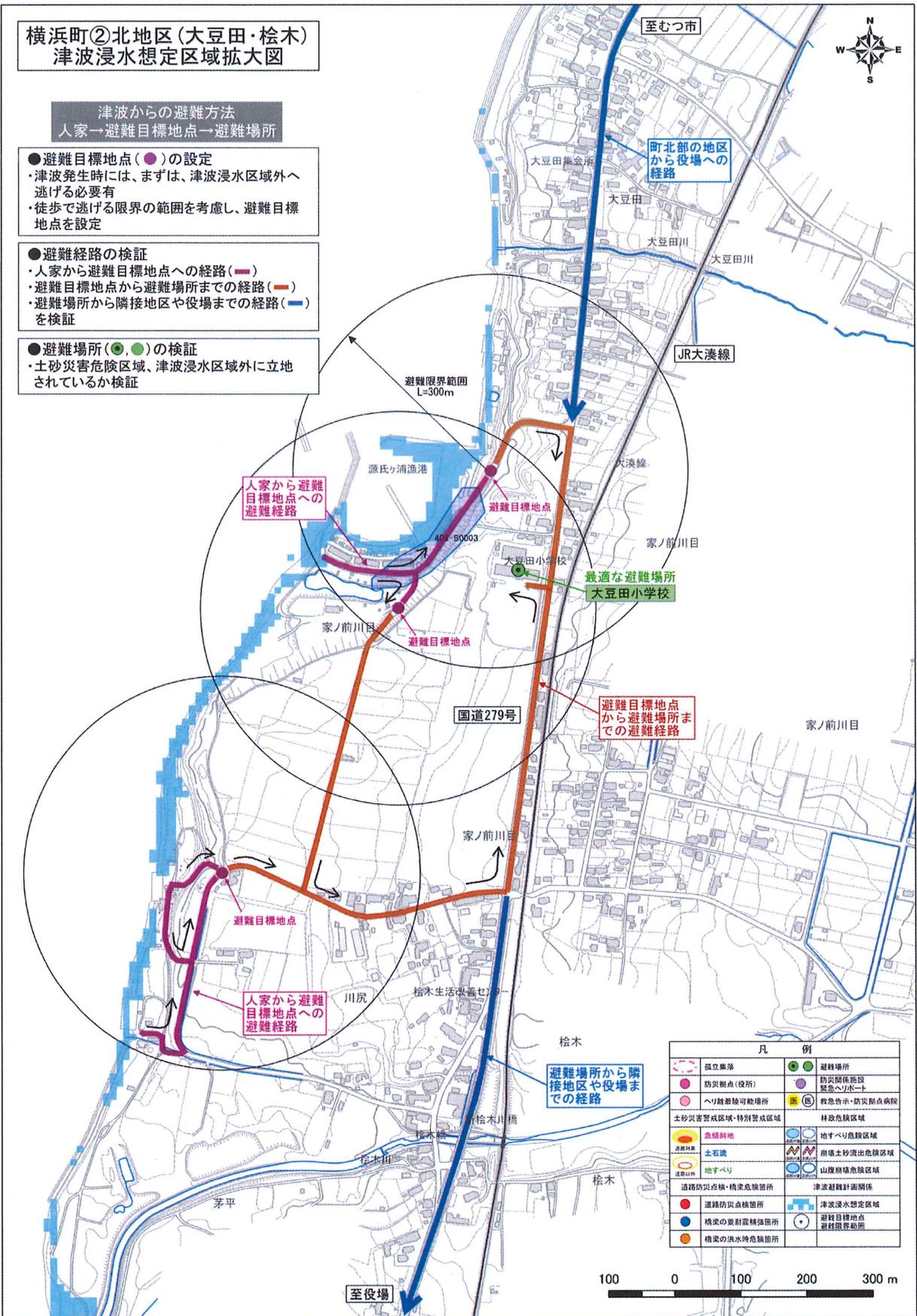
- 避難目標地点への経路
 - ・避難目標地点を3箇所設定
 - ・源氏ヶ浦漁港から避難目標地点までの経路上に危険箇所があるが、現状では対策不要
- 避難目標地点から避難場所への経路
 - ・大豆田小学校への経路上に危険箇所はない

 避難経路は確保されている

横浜町②北地区(大豆田・桧木) 津波浸水想定区域拡大図

津波からの避難方法 人家→避難目標地点→避難場所

- 避難目標地点(●)の設定
 - ・津波発生時には、まずは、津波浸水区域外へ逃げる必要有
 - ・徒歩で逃げる限界の範囲を考慮し、避難目標地点を設定
- 避難経路の検証
 - ・人家から避難目標地点への経路(→)
 - ・避難目標地点から避難場所までの経路(→)
 - ・避難場所から隣接地区や役場までの経路(→)を検証
- 避難場所(●)の検証
 - ・土砂災害危険区域、津波浸水区域外に立地されているか検証



③本町地区（津波浸水想定区域）

最適な避難場所の確保

- 指定避難場所の町民体育センターは、危険区域外及び津波浸水区域外で立地は安全だが、同場所に小学校新築に伴い使用不可
- 周辺には、他にトレーニングセンター、横浜中学校等の避難場所があり、危険区域外及び津波浸水区域外に立地しており安全

→ トレーニングセンター、横浜中学校は避難場所として適正
小学校完成までの間、上記の避難場所を代替として使用
小学校完成後は、新しい小学校を避難場所として使用

最適な避難経路の確保（津波発生時の避難経路）

- 避難目標地点への経路
 - ・横浜漁港が浸水することから、避難目標を1箇所設定
 - ・避難目標地点までの経路上に危険箇所はない
- 避難目標地点から避難場所への経路
 - ・避難場所への道路にかかる危険箇所が1箇所あるが、現状では対策不要

→ 避難経路は確保されている

④南地区(百目木・吹越) (津波浸水想定区域)

最適な避難場所の確保

- 南部小学校は危険区域外及び津波浸水区域外に立地しており安全

 南部小学校は避難場所として適正

最適な避難経路の確保 (津波発生時の避難経路)

- 避難目標地点への経路
 - ・百目木漁港が浸水することから、避難目標地点を1箇所設定
 - ・避難目標地点までの経路上に危険箇所はない
- 避難目標地点から避難場所への経路
 - ・南部小学校への経路上に危険箇所はない

 避難経路は確保されている

横浜町④南地区(百目木・吹越) 津波浸水想定区域拡大図

凡 例			
	孤立集落		避難場所
	防災拠点(役所)		防災関係施設 緊急ヘリポート
	ヘリ離着陸可能場所		救急告示・防災拠点病院
	土砂災害警戒区域・特別警戒区域		林政危険区域
	急傾斜地		地すべり危険区域
	土石流		崩壊土砂流出危険区域
	地すべり		山腹崩壊危険区域
	道路防災点検・橋梁危険箇所		津波避難計画関係
	道路防災点検箇所		津波浸水想定区域
	橋梁の耐震補強箇所		避難目標地点 避難経路距離
	橋梁の洪水特危険箇所		



津波からの避難方法 人家→避難目標地点→避難場所

- 避難目標地点(●)の設定
 - ・津波発生時には、まずは、津波浸水区域外へ逃げる必要有
 - ・徒歩で逃げる限界の範囲を考慮し、避難目標地点を設定
- 避難経路の検証
 - ・人家から避難目標地点への経路(—)
 - ・避難目標地点から避難場所までの経路(—)
 - ・避難場所から隣接地区や役場までの経路(—)を検証
- 避難場所(●)の検証
 - ・土砂災害危険区域、津波浸水区域外に立地されているか検証

各地区から役場までの経路

